

徳山ダム建設事業の点検結果に伴う職員の処分等について

平成 17 年 3 月 30 日
独立行政法人水資源機構

徳山ダム建設事業の点検結果に基づいて、本日次のとおり処分を行った。

当時の徳山ダム建設所副所長（技術担当）と同第一用地課長は、点検結果に記載されたような不適切な行為を行ったため訓告処分とした。同所長は、事業及び事務所内の状況を把握した適切な指導・監督をしなかったため訓告処分とした。

また、理事長、副理事長は、今回の事案が明らかになったことに鑑み、理事長については減給 20%、副理事長については減給 10%の自主返納を 1 ヶ月延長することとした。